様式第七を次のように改める。

様式第七（第三十三条関係）

（表）

	第　　号
この証明書を携帯する者は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第26条に規定する権限を行う特定外来生物被害防止取締官である	
写真	官職及び氏名 年　月　日発行
	主　務　大　臣　　印

（裏）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律抜粋

（取締りに従事する職員）

第26条　主務大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第９条の３第１項、第10条第１項若しくは第２項、第24条の２第１項から第３項まで、第24条の５第１項から第３項まで又は第24条の６に規定する権限の一部を行わせることができる。

２　前項の規定により主務大臣の権限の一部を行う職員（次項において「特定外来生物被害防止取締官」という。）は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　（略）

第35条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第10条第１項、第24条の６又は第24条の７第５項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二　第10条第２項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三　第24条の２第１項又は第24条の５第１項の規定による立入検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

備考　この身分証明書の用紙の大きさは日本産業規格Ａ６とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条第二十四号及び第二十五号、第三条第五号及び第六号、第十一条第六号、別表第三並びに別表第四の改正規定は令和五年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。